

(証券コード 3577)

2020年6月5日

株 主 各 位

愛知県清須市西枇杷島町子新田1番地の2

東海染工株式会社

取締役社長 鷲 裕 一

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、規模を縮小し、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後6時までには到着するようにご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市市中村区椿町1-1 6井門名古屋ビル
TKPガーデンシティPREMIUM名古屋新幹線口5階
バンケットルーム5C |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1 第100期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第100期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

・ 第100期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-senko.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。なお、これらの書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

・ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

・ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-senko.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

<<新型コロナウイルスに関するお知らせ>>

・ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

・ ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

・ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただけますようお願いいたします。

・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

・ 本年は、会場の規模を縮小したことおよび感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもお席をご用意できない場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

・ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等によりやむを得ず開催場所や開催時間などを変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-senko.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善などは続いたものの、米中貿易摩擦など世界経済の不安定化や消費税率の引上げ、加えて世界的な感染拡大が続く新型コロナウイルスの影響によるインバウンド需要や消費の低迷、経済・社会活動の停滞により、先行きの景気減速懸念は一層高まっております。

染色加工業界におきましては、中国の染料工場の爆発事故や環境規制による原材料価格の高騰や物流費などの製造コスト増加に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済の停滞から極めて厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは国内染色加工事業にて、加工料金見直し、取引条件改善、新商品開発、コスト削減などを実施して参りましたが、編物加工受注の減少に歯止めがかからず、岐阜事業所の固定資産減損及び希望退職者の募集を実施致しました。

海外では、インドネシア子会社では、更なる事業拡大のため、東ジャワ地区での新規客先の獲得、タイ国子会社では生産性向上、品質改善、新素材開発に取り組むとともに、周辺諸国への受注拡大にも努めて参りました。

また、周辺事業拡大に向け、保育サービス事業は、“保育の質”は維持しながら、コスト見直しにより収益性の改善を図り、縫製品販売・テキスタイル販売事業では、新規客先・販路の開拓に努め、機械販売事業では、異業種への販路開拓を進め、洗濯事業では高品質を強みとした商量の増加に取り組んで参りました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は14,010百万円（前期比3.4%減、496百万円減）、営業利益は617百万円（前期比17.9%減、134百万円減）、経常利益は604百万円（前期比25.1%減、202百万円減）となりました。

また、減損損失712百万円、特別退職金24百万円等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は551百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益409百万円）となりました。

当社グループにおける各事業分野の状況は次のとおりであります。

①染色加工事業

染色加工事業は、売上高は10,728百万円（前期比3.5%減、391百万円減）となり、営業利益は442百万円（前期比32.7%減、214百万円減）となりました。

染色加工事業における部門別（加工料部門、テキスタイル販売部門）の業績は次のとおりであります。

(加工料部門)

国内では、織物加工におきましては、ユニフォームや資材用途向けの非衣料分野の受注は堅調であったものの、市況低迷により定番加工商品の受注が伸びず減収となりました。編物加工におきましても、受注の減少に歯止めがかからず減収となりました。

海外では、インドネシア子会社は、大統領選前後の抗議デモなどによる混乱、市況停滞により昨年対比減収となり、タイ国子会社では客先の在庫過多や安価な中国品の流入により、受注獲得に苦戦したことで減収となりました。

これらの結果、加工料部門の売上高は8,214百万円（前期比9.5%減、858百万円減）となりました。

(テキスタイル販売部門)

国内は、ファッション用途への販売が低迷、スポーツアパレル向けの受注が好調に推移し、増収となりました。海外では、インドネシア子会社では輸出向け販売の落込みにて減収となり、タイ国子会社では、高単価商品の受注増加により大幅な増収となりました。

これらにより、テキスタイル販売部門の売上高は2,513百万円（前期比22.8%増、466百万円増）となりました。

②縫製品販売事業

縫製品販売事業は、量販店向けの販売が振わず、ユニフォームやイベント関連商品の受注強化に努めましたが、売上高は511百万円（前期比18.1%減、112百万円減）、営業利益は15百万円（前期は営業損失2百万円）となりました。

③保育サービス事業

保育サービス事業は、主力の企業内保育の条件改定に加え、営業費用の見直し及び、原価管理の徹底により、収益性が大幅に改善されました。売上高は2,650百万円（前期比3.5%増、89百万円増）、営業利益は99百万円（前期比447.1%増、81百万円増）となりました。

④倉庫事業

倉庫事業は、新規客先の開拓により取引数量を伸ばしましたが、ニット製品の取扱量減少から売上高は250百万円（前期比0.2%減、0百万円減）、営業利益は3百万円（前期比70.3%減、8百万円減）となりました。

⑤機械販売事業

機械販売事業は、濃度制御装置などの染色加工関連設備の海外向け売上が減少し、売上高は206百万円（前期比0.2%減、0百万円減）、営業利益は30百万円（前期比63.8%減、54百万円減）となりました。

⑥その他事業

当セグメントには、洗濯事業、不動産賃貸事業が含まれております。洗濯事業においては、新規客先の開拓により、受注数量を伸ばし、増収となりました。

この結果、その他事業における売上高は244百万円（前期比4.7%増、10百万円増）となり、営業利益は73百万円（前期比19.8%増、12百万円増）となりました。

(2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資額は完工ベースで713百万円であり、その主なものは染色加工事業における品質及び生産効率の向上などを目的とした繊維加工設備の新設・更新等であります。なお、この所要資金は借入金及び自己資金により充当しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、中長期的な経営戦略を実現するために、次の課題の展開を図ります。

① 東南アジア戦略の拡大

当社グループの東南アジア戦略の中核を担うインドネシア子会社にて、国内・外での販売を拡大するため、新規市場・顧客の開拓、販売エリアの拡大、日本の加工技術を取り入れた新商品開発に注力いたします。また、タイ国子会社では、受注内容に応じた生産体制の見直しを実施することで、収益改善に注力いたします。

一方、インドネシア・タイの拠点を活用し、東南アジア全域を対象として、繊維事業以外にも含め、新たな事業展開に向けた準備を積極的に進めてまいります。

② 国内染色加工事業の収益改善・再編

国内の染色加工業界は、海外品の流入、個人消費の低迷や構造的な衣料需要の縮小により、加工規模の縮小が止まらず、今後も厳しい環境が続くと考えられます。

また、原材料においては、中国の環境規制強化などから染料を中心に高止まりが続いております。

このような状況下、当社はコスト削減、加工料金見直し、商慣習・取引条件の適正化を進めると同時に、生産性向上や作業の効率化にも注力し継続的な収益改善を図ってまいります。

また、将来の市況悪化、国内経済の大幅減速、受注の大幅減少など、不測の事態に備え、国内染色加工事業継続のための体制見直し・再編についての準備を進めてまいります。

③ 非繊維事業の強化・拡大

保育サービス事業は、保育園などの新規開設需要に対応するため、進出エリアの拡大を図ってまいります。また、慢性的な保育士不足に対応するための採用強化のほか、従業員教育、働き方改革などを実施することで、定着率の向上に努め、当社子会社の強みである“保育の質”の確保、更なる向上に注力いたします。

洗濯事業については、既に生産能力拡大を図っており、既存客先との取組み強化に加え、新規客先開拓を積極的に進め、ホテルリネン以外にも、多方面からの受注を取込むことで、売上増加、収益の確保を図ってまいります。

機械販売事業については、国内外を問わず染色関連設備の販売強化に努めてまいります。

当社グループは、今後も新たな事業を積極的に発掘・開拓し、非繊維事業の強化・拡大に努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第97期 (2016. 4～ 2017. 3)	第98期 (2017. 4～ 2018. 3)	第99期 (2018. 4～ 2019. 3)	第100期(当期) (2019. 4～ 2020. 3)
売 上 高(百万円)	15,825	14,858	14,507	14,010
経 常 利 益(百万円)	1,160	939	806	604
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	716	436	409	△551
1株当たり当期純利益(円)	21.09	130.95	122.86	△168.52
総 資 産(百万円)	14,870	15,289	14,746	13,927
純 資 産(百万円)	7,473	8,121	8,046	7,195

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第98期(2018年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を前連結会計年度の期首から適用しており、第98期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
3. △印は、親会社株主に帰属する当期純損失、1株当たり当期純損失を示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
T K サ ポ ー ト 株 式 会 社	60百万円	100.00%	倉庫業
株 式 会 社 ト ッ ト メ イ ト	30百万円	100.00	保育サービス業
T O K A I D Y E I N G C O . , (T H A I L A N D) L T D .	120,000千バーツ	98.92	合成・天然繊維織物の染色・捺染
P. T. TOKAI TEXPRINT INDONESIA	22,200百万ルピア	54.17	綿・レーヨンの捺染、無地染

(6) 主要な事業内容

当社グループは、天然繊維織物、合成繊維織物、編物の染色整理の受託加工及び繊維製品等の販売、倉庫運輸、保育サービス、洗濯事業、不動産賃貸、機械販売等を行っております。

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

本店：愛知県清須市西枇杷島町子新田1番地の2
本社：名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 名古屋ビルヂング
支社：大阪（大阪市中央区）
営業所：東京（東京都中央区）
工場：名古屋（本店）、浜松（静岡県浜松市）、岐阜（岐阜県羽島市）

② 子会社

TKサポート株式会社 本店：名古屋市中村区
株式会社トットメイト 本店：愛知県清須市
株式会社デッサン・ジュン 本店：大阪市中央区
株式会社東海トレーディング 本店：愛知県清須市
TOKAI DYEING CO., (THAILAND) LTD. タイ王国
P. T. TOKAI TEXPRINT INDONESIA インドネシア共和国
P. T. DESSIN JUNN INDONESIA インドネシア共和国

(8) 従業員の状況

企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
912名	△31名

(注) 臨時従業員の年間平均雇用人員（178名）を含めておりません。

(9) 主要な借入先

借入先名	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	785百万円
株式会社りそな銀行	715百万円
株式会社大垣共立銀行	255百万円
株式会社愛知銀行	250百万円
株式会社十六銀行	195百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,247,970株（自己株式366,282株を除く）
 (3) 株主数 3,182名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 り そ な 銀 行	161千株	4.96%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	142	4.38
ミ ソ ノ サ ー ビ ス 株 式 会 社	131	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	130	4.01
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	116	3.57
稲 畑 産 業 株 式 会 社	115	3.56
長 瀬 産 業 株 式 会 社	115	3.56
八 代 興 産 株 式 会 社	110	3.39
八 代 芳 明	106	3.27
八 代 和 彦	104	3.21

- (注) 1. 当社の自己株式366千株は、上記の大株主に含めておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	八 代 芳 明	グループ技術担当 染色加工事業本部長、浜松事業所長
取締役社長（代表取締役）	鷲 裕 一	
取 締 役	八 代 健 太 郎	
取 締 役	古 池 威	
取 締 役	増 田 芳 隆	
常 勤 監 査 役	浅 谷 光 昭	
監 査 役	澤 田 馨	
監 査 役	伊 東 弘 次	

- (注) 1. 取締役 古池 威、増田芳隆の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
 2. 監査役 澤田 馨、伊東弘次の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
 3. 常勤監査役 浅谷光昭氏は、長年にわたり当社の内部監査部門の業務経験を有し、内部監査に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役社長 古澤秀充氏は、2019年9月22日逝去により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	149百万円
監 査 役	4名	22百万円
合 計	11名	171百万円（うち社外役員4名29百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役および監査役の報酬等の額には、2019年6月27日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分、監査役1名分、2019年9月22日に逝去した取締役1名分が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、1992年6月開催の定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月開催の定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	古 池 威	取締役会14回に出席しております。 また、人事・労務などの分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当社の経営について、適宜、必要な発言を行なっております。
社外取締役	増 田 芳 隆	取締役会17回全てに出席しております。 また、財務・経営企画などの分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当社の経営について、適宜、必要な発言を行なっております。
社外監査役	澤 田 馨	取締役会17回全てに出席、監査役会7回全てに出席しております。 また、上場企業の元財務部長並びに常勤監査役を歴任し財務・会計の専門的な見識に基づき、必要な発言を行なっております。
社外監査役	伊 東 弘 次	取締役会14回に出席、監査役会7回全てに出席しております。 また、会社経営の豊富な経験や実績に基づき、当社の経営について、適宜、必要な発言を行なっております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 子会社の監査の状況

TOKAI DYEING CO., (THAILAND) LTD. およびP. T. TOKAI TEXPRINT INDONESIAにつきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人により監査を受けております。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、職務執行・意思決定に係る以下の文書（電子記録を含む）その他の重要な情報について、社内規程に基づき適切に保存および管理を行っております。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 社内稟議決裁書と関連資料
- ④ その他取締役を決定者とする決定書類及び附属書類
- ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

2. 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動及び経営戦略上のリスクに関しては、当社の取締役が経営会議、各事業部ヒアリング等を通じて、常に情報を集約する体制にあり、リスクへの対応が必要な場合には、当社の代表取締役が担当取締役を任命し必要な対応を行っております。

また、当社グループの内部統制上のリスクに関しては、当社グループに適用するリスク管理規程に基づき、リスクの特定・評価・対応を行うことで、その顕在化を未然に防止しております。

3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の代表取締役は、経営会議及び各事業部ヒアリング等を通じ、常に情報を集約・検討する体制をとっており、各担当取締役に業務執行を委任する事項及び施策を確認・指示しております。

当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会、経営会議、各事業部ヒアリング等を開催し、迅速な意思決定と必要な情報を共有する体制をとっております。

また、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達及び、業務の効率化を図るために、社内のIT環境を適切に理解し、これを踏まえた方針を定めております。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループに適用する企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築しております。

また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求は断固拒否し、毅然とした態度で対応しております。

取締役は、企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先して垂範することとしております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社グループは、内部統制基本規程、リスク管理規程等に基づいて、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の内部監査室による、内部監査規程、内部監査実施規程に基づく監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保しております。

当社子会社については、関係会社管理規程に基づき当社の所管部門が管理を行い、当社グループ全体の経営効率の向上を図ることを目的に、当社子会社に対し、経営管理に必要な資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、当社子会社の経営状況を把握し、必要に応じ当社の取締役会に報告しております。

また、当社の担当取締役は、当社子会社の主管者に対し、業務の適正を確保するため、期間毎に「業務執行にかかる誓約書」の提出を義務化しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合は、必要に応じて、監査役を補助する能力と知識を備えた専任又は兼任の使用人を置くこととしております。

使用人の任命・異動等の人事に関わる事項の決定には、監査役に事前の同意を得るものとし、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行うこととしております。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役は、当社の取締役会・経営会議に出席するほか、社内稟議決裁書・財務資料・当社の内部統制システムの運用状況・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対し以下の事項の報告を行い、当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

- ① 不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実
- ② 会社に著しい損害及び利益を及ぼすおそれのある場合は、その事実
- ③ 毎月の月次財務資料
- ④ 上記の他、当社の監査役が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行うこととしております。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、必要に応じて当社の本社各部門にて監査役の監査の補助及び協力を行うこととしております。
(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社並びに当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室が定期的にモニタリングし、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう必要な改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社並びに当社グループの使用人に対し、コンプライアンスについての社内研修を実施しており、また、季刊に発行される社内報にて教育・啓蒙活動を実施し、法令および定款を遵守するための取組を継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス規程により相談・通報体制を設けており、当社グループにも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社はリスク管理規程を設け、当該規程により「リスク管理委員会」を組織しております。「リスク管理委員会」におきまして当社の各部署および当社グループから報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、想定されるリスク項目を抽出して毎年度その評価及び対策案を検討し、リスク管理体制の維持・向上をはかっております。

④ 内部監査

当社の内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社並びに当社グループの内部監査を実施いたしました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして認識しており、安定的な配当政策を維持し、かつ収益等業績にも対応して配当金を決定することを基本としております。内部留保につきましては、今後予想される企業間競争の激化に対処する競争力の維持強化及び新商品開発並びに事業活性化等に有効投資していく方針であります。

なお、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨及び、当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、中間配当は無配とさせていただきますましたが、期末配当は当期の業績や利益水準等を総合的に勘案した結果、1株当たり20円の配当をさせていただきます。この結果、年間の配当金は1株当たり20円となります。

- (注) 1. 記載金額は単位未満切り捨てにより表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は千株未満切り捨てにより表示しております。
3. 比率は表示未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,483,795	流 動 負 債	3,976,233
現金及び預金	2,473,558	支払手形及び買掛金	954,577
受取手形及び売掛金	2,952,434	電子記録債務	664,492
商品及び製品	228,512	短期借入金	1,015,000
仕 掛 品	248,377	未 払 費 用	551,758
原材料及び貯蔵品	371,033	未払法人税等	62,061
そ の 他	227,568	賞 与 引 当 金	118,070
貸倒引当金	△17,688	リ ー ス 債 務	140,198
固 定 資 産	7,443,520	そ の 他	470,075
有 形 固 定 資 産	5,437,468	固 定 負 債	2,755,274
建物及び構築物	1,338,481	長期借入金	1,185,000
機械装置及び運搬具	1,767,169	繰延税金負債	140,615
土 地	1,762,202	退職給付に係る負債	960,397
リ ー ス 資 産	361,924	役員退職慰労引当金	24,970
建設仮勘定	142,270	リ ー ス 債 務	86,765
そ の 他	65,419	そ の 他	357,525
無 形 固 定 資 産	84,168	負 債 合 計	6,731,508
そ の 他	84,168	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	1,921,883	株 主 資 本	6,896,940
投資有価証券	1,554,738	資 本 金	4,300,000
繰延税金資産	25,066	資 本 剰 余 金	1,400,120
そ の 他	414,455	利 益 剰 余 金	1,794,729
貸倒引当金	△72,376	自 己 株 式	△597,909
資 産 合 計	13,927,316	その他の包括利益累計額	△737,614
		その他有価証券評価差額金	141,123
		為替換算調整勘定	△830,221
		退職給付に係る調整累計額	△48,516
		非支配株主持分	1,036,482
		純 資 産 合 計	7,195,808
		負 債 純 資 産 合 計	13,927,316

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売上高		14,010,280
売上原価		11,651,004
売上総利益		2,359,275
販売費及び一般管理費		1,741,548
営業利益		617,726
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	72,864	
雑収入	16,748	89,612
営業外費用		
支払利息	18,677	
支払手数料	11,997	
雑支出	72,594	103,269
経常利益		604,070
特別損失		
減損損失	712,809	
社葬費用	24,434	
特別退職金	24,835	
その他特別損失	22,606	784,685
税金等調整前当期純損失		180,615
法人税、住民税及び事業税	115,354	
法人税等調整額	90,408	205,763
当期純損失		386,378
非支配株主に帰属する当期純利益		164,767
親会社株主に帰属する当期純損失		551,146

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日期首残高(千円)	4,300,000	1,400,120	2,495,970	△497,448	7,698,641
連結会計年度中の変動額(千円)					
剰 余 金 の 配 当			△150,093		△150,093
親会社株主に帰属する当期純損失			△551,146		△551,146
自 己 株 式 の 取 得				△100,460	△100,460
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(千円)	-	-	△701,240	△100,460	△801,701
2020年3月31日期末残高(千円)	4,300,000	1,400,120	1,794,729	△597,909	6,896,940

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年4月1日期首残高(千円)	384,254	△892,954	△64,813	△573,512	921,728	8,046,856
連結会計年度中の変動額(千円)						
剰 余 金 の 配 当						△150,093
親会社株主に帰属する当期純損失						△551,146
自 己 株 式 の 取 得						△100,460
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△243,130	62,732	16,296	△164,101	114,754	△49,347
連結会計年度中の変動額合計(千円)	△243,130	62,732	16,296	△164,101	114,754	△851,048
2020年3月31日期末残高(千円)	141,123	△830,221	△48,516	△737,614	1,036,482	7,195,808

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,900,177	流 動 負 債	3,020,257
現金及び預金	1,072,411	買掛金	580,811
受取手形	929,281	電子記録債務	664,492
売掛金	1,320,163	短期借入金	1,015,000
商品及び製品	155,426	リース債務	3,252
仕掛品	182,711	未払金	41,257
原材料及び貯蔵品	157,483	未払費用	299,680
前払費用	22,150	未払法人税等	38,513
その他	78,008	未払消費税等	56,590
貸倒引当金	△17,460	賞与引当金	52,910
固 定 資 産	8,305,461	その他	267,750
有 形 固 定 資 産	4,671,802	固 定 負 債	2,393,473
建築物	850,996	長期借入金	1,185,000
構築物	172,403	リース債務	7,781
機械装置	1,343,346	長期未払金	231,818
車両運搬具	13,074	繰延税金負債	159,638
工具器具備品	40,028	退職給付引当金	699,550
土地	2,241,993	その他	109,684
リース資産	9,959	負 債 合 計	5,413,731
無 形 固 定 資 産	27,893	(純 資 産 の 部)	
その他	27,893	株 主 資 本	6,650,783
投資その他の資産	3,605,765	資 本 金	4,300,000
投資有価証券	1,538,921	資 本 剰 余 金	1,400,120
関係会社株式	1,807,215	資本準備金	1,075,000
出資金	630	その他資本剰余金	325,120
長期貸付金	3,000	利 益 剰 余 金	1,548,573
その他	328,374	その他利益剰余金	1,548,573
貸倒引当金	△72,376	繰越利益剰余金	1,548,573
資 産 合 計	12,205,639	自 己 株 式	△597,909
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	141,123
		その他有価証券評価差額金	141,123
		純 資 産 合 計	6,791,907
		負 債 純 資 産 合 計	12,205,639

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売 上 高		7,345,766
売 上 原 価		6,339,796
売 上 総 利 益		1,005,969
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		954,628
営 業 利 益		51,341
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	173,513	
雑 収 入	20,004	193,518
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,574	
支 払 手 数 料	11,997	
雑 支 出	24,559	45,131
経 常 利 益		199,727
特 別 損 失		
減 損 損 失	712,809	
社 葬 費 用	24,434	
特 別 退 職 金	24,835	
そ の 他 特 別 損 失	22,606	784,685
税 引 前 当 期 純 損 失		584,958
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△20,754	
法 人 税 等 調 整 額	47,432	26,678
当 期 純 損 失		611,636

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
2019年4月1日期首残高(千円)	4,300,000	1,075,000	325,120	1,400,120	2,310,302	△497,448	7,512,974
事業年度中の変動額(千円)							
剰余金の配当					△150,093		△150,093
当期純損失					△611,636		△611,636
自己株式の取得						△100,460	△100,460
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(千円)	-	-	-	-	△761,729	△100,460	△862,190
2020年3月31日期末残高(千円)	4,300,000	1,075,000	325,120	1,400,120	1,548,573	△597,909	6,650,783

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日期首残高(千円)	384,254	384,254	7,897,228
事業年度中の変動額(千円)			
剰余金の配当			△150,093
当期純損失			△611,636
自己株式の取得			△100,460
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△243,130	△243,130	△243,130
事業年度中の変動額合計(千円)	△243,130	△243,130	△1,105,321
2020年3月31日期末残高(千円)	141,123	141,123	6,791,907

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

東海染工株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷洋隆 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海染工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海染工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基いて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連す

る内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

東海染工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷洋隆 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海染工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

東海染工株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 浅 谷 光 昭 ㊟
監 査 役 澤 田 馨 ㊟
監 査 役 伊 東 弘 次 ㊟

(注) 監査役澤田馨及び監査役伊東弘次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役古澤秀充氏は、2019年9月22日に逝去されました。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やしろ よしあき 八代 芳明 (1950年 1月 5日)	1977年10月 当社 入社 1982年11月 当社 取締役 京都事業所長 1986年11月 当社 常務取締役 営業統括部長兼名古屋事業所長 1988年11月 当社 専務取締役 総務担当 1990年11月 当社 取締役社長 2017年6月 当社 取締役会長、現在に至る	106,100株
2	おし じゅいち 鷺 裕一 (1960年8月 5日)	1984年3月 当社 入社 2005年4月 当社 参与 開発技術部長 2008年6月 当社 取締役 開発技術部長 2019年6月 当社 取締役 グループ技術担当兼染色加工事業本部長兼岐阜事業所長 2019年9月 当社 取締役社長 2019年10月 当社 取締役社長 グループ技術担当兼染色加工事業本部長 2020年3月 当社 取締役社長 グループ技術担当、現在に至る	2,700株
3	やしろ けんたろう 八代 健太郎 (1982年 1月 23日)	2004年4月 アイシン精機株式会社 入社 2011年5月 同社 タイ駐在 2017年6月 同社 退社 2017年7月 当社 入社 2018年4月 当社 参与 染色加工事業本部副部长兼浜松事業所長 2019年6月 当社 取締役 染色加工事業本部副部长兼浜松事業所長兼管理部長 2020年3月 当社 取締役 染色加工事業本部長兼浜松事業所長、現在に至る	1,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	古池威 (1960年 1月26日)	1982年4月 株式会社日本リクルートセンター 入社 2006年10月 株式会社リクルートコミュニケーションエンジニアリング 代表取締役 2008年10月 株式会社リクルート エグゼクティブ C Eプランナー 2012年4月 株式会社リクルートキャリア エグゼクティブコミュニケーションエンジニア 2016年6月 当社 取締役、現在に至る	一株
5	増田芳隆 (1963年 7月16日)	1986年4月 株式会社リクルート 入社 2004年10月 株式会社リクルート経理部長兼株式会社リクルートオフィスサポート取締役 2012年10月 株式会社リクルートアドミニストレーション執行役員兼株式会社リクルートホールディングス経理部長兼株式会社リクルートオフィスサポート取締役 2017年6月 当社 取締役、現在に至る	一株
6	※川本修 (1966年 9月 5日)	1990年3月 当社 入社 2018年8月 当社 参与 海外事業本部長兼タイ東海社長兼インドネシアT. T. I社長 2018年11月 当社 参与 海外事業本部長兼タイ東海社長、現在に至る	500株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 古池 威、増田芳隆の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 古池 威、増田芳隆の両氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 古池 威氏を社外取締役候補者とした理由は、人事・労務などの分野における豊富な経験と高い見識に基づき社外取締役として当社の経営に対し適切な助言をいただいていることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行するものと判断したためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 増田芳隆氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての豊富な経験があり、財務・経営企画の見識を生かし社外取締役として当社の経営に対し適切な助言をいただいていることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行するものと判断したためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

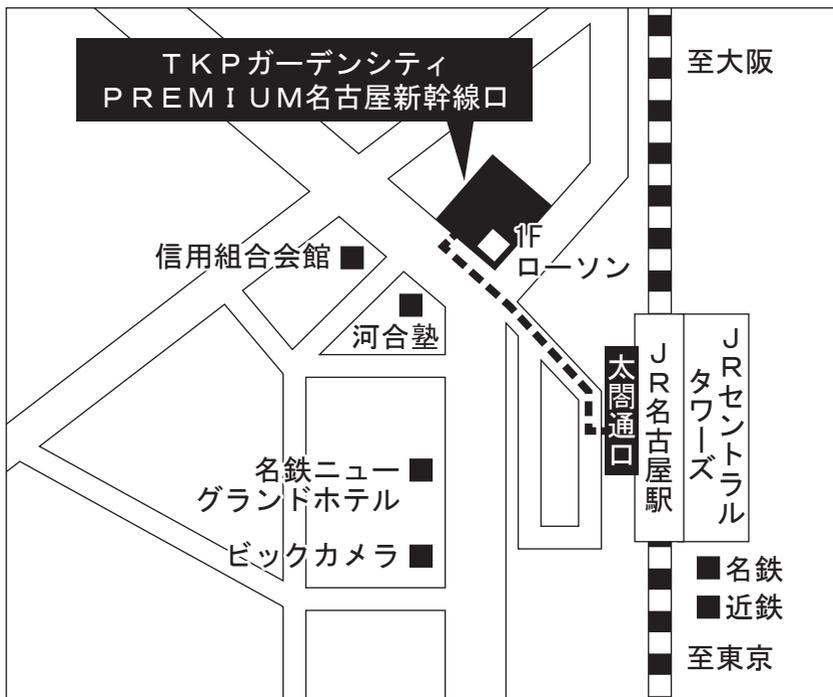
以 上

株主総会会場のご案内

名古屋市中村区椿町1-16井門名古屋ビル

- ◎会場 TKPガーデンシティPREMIUM名古屋新幹線口5階
バンケットルーム5C
TEL (052) 990-2654

- ◎交通機関 (JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅太閤通口より徒歩約3分



(お願い)

- ・開催場所が例年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。
- ・自家用車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。